

(別紙)

中学校社会の移行期間中の学習内容について

【平成30年度第3学年について】

※ 移行措置により、現行の中学校学習指導要領に追加して、次の内容を指導することとされています。

○ 地理的分野 「領域の範囲や変化とその特色」

竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(37~43ページ)が参考となること。
- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

○ 歴史的分野 「富国強兵・殖産興業政策」

北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(112、113ページ)が参考となること。
- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。

○ 公民的分野 「領土(領海、領空を含む。)、国家主権」

我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

- ・ 指導に当たっては、新中学校学習指導要領解説社会編(159~163ページ)が参考となること。
- ・ 指導に当たっては、現行の教科書の当該指導内容の記載が参考となること。